

前科に関わる情報を SNS から削除することを求めた事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和1年10月11日
【事件番号】 平成30年（ワ）第66号、平成30年（ワ）第40232号
【事件名】 投稿記事削除請求事件
【裁判結果】 認容
【参照法令】 憲法13条・21条1項、民法2条・198条・199条
【掲載誌】 判例集未掲載

LEX/DB 文献番号 25506572

事実の概要

Xは、平成24年4月15日に女性の裸をのぞく目的で旅館の女湯の脱衣所に侵入し、同月16日に建造物侵入の疑いで逮捕され、5月16日に仙台簡易裁判所に公訴を提起され、略式命令の請求がなされたのち、同月17日に罰金10万円の略式命令を下された過去を持つ。なお、Xは略式命令を受けたのちの同月30日に、同罰金を納付している。逮捕後にXの逮捕は、メディアによって報道され、これを受けてYが運営するSNS「ツイッター」上に、匿名でこの逮捕に関して、「いずれも、報道機関による本件逮捕に関する記事を転載するとともに」、一部を除き「当該報道がされたウェブサイトのURLへのリンクを貼付した」投稿（以下、本件各投稿記事という。）がなされた。なお本判決の口頭弁論終結時点において、これらのURLのリンクの元記事は閲覧可能な状態となっているが、これらの本件各投稿記事は、Xの氏名を検索すれば、閲覧可能な状態に置かれている。（他方、検索エンジンサイト「グーグル」においては、同様の検索をしても閲覧可能な状態となっている。）そこでXは、Yに対し、本件各投稿記事が、自身の「名誉及び社会的信用に関わる事項」に該当し、これをみだりに公表されない利益を有する他、すでに「社会生活の平穏を害されない利益」を有するとして、人格権及び人格的利益の侵害を訴え、妨害排除請求権に基づき、本件各投稿記事の削除を求めた。

判決の要旨**1 前科情報について**

東京地裁はまず、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決（最判平6・2・8民集48巻2号149頁）を引用し、前科情報について「その者の名誉及び信用に直接関わる事項である」とし、「みだりに当該事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有するものというべき」としたうえで、「当該事件の有罪判決において刑の言渡しを受けてその効力を失った後においては、その者は、前科等に関わる事実の公表によって新しく形成している社会生活の平穏を害され、その更生を妨げられない利益を有する」とした。そのうえで、これを公表する場合には「当該公表行為の目的、意義及び必要性を考慮し、総合的に判断してその者の前科等を公表することが違法とされないこともあるというべき」とした。またインターネットの特質につき、「有罪判決が言い渡され長期間経過後に前科等に関わる事項が公表された場合だけでなく、有罪判決以前にインターネット上に前科等に関わる事項が公表され、そのまま閲覧可能な状態に置かれて長期間経過した結果、新しく形成している社会生活の平穏を害され、その更生を妨げられない利益が損なわれることとなる場合にも当てはまる」と判示した。

2 ツイッターの性質について

次に東京地裁は、Yが運営する「ツイッター」の性質につき、「インターネット上で一般の利用

者からの投稿を受け付け、これを広く一般の利用者に閲覧させるサービスを提供しているところ、同サービスは、公衆がインターネット上において情報を発信したり入手したりすることを支援するもの」と評価したうえで、「現代社会におけるインターネット上の情報流通において重要な役割を果たしている」とする。そして、「投稿記事が削除される場合には、投稿者の表現の自由を制約することとなるのはもとより、ツイッターの前記役割が制約されることとなり、公衆による情報の発信や入手にも制約が及ぶ」と判示する。しかしながら、Yは「インターネット上のウェブサイトであるツイッターにおいて、利用者の投稿記事を網羅的に収集して投稿日時の順に表示し、利用者が一定の情報を入力して検索をした場合には、前記情報と一致する投稿記事を投稿日時の順に検索結果として提供しているにすぎないため、「グーグル等の検索事業者による検索結果の提供のような表現行為という側面は認められ」ず、「また、ツイッターの利用者が多数に及ぶことから、ツイッターへの投稿又はその閲覧が情報の発信又は取得のための簡易な手段として多数の者に利用されていることは認められる」が、「ツイッター自体はインターネット上のウェブサイトの一つにすぎず、これが、グーグル等の検索事業者による検索結果の提供のように、インターネットを利用する者にとって必要不可欠な情報流通の基盤となっているとまではいえない」とした。

3 判断基準について

「以上のようなツイッターの役割、性質等に加え、一般的なプロバイダにおける通信記録の保存期間が短いこともあり、投稿者に直接記事の削除を求めることが現実的に容易でないという事情も斟酌」し、ツイッター記事の削除請求が認められるのは、「当該事実の性質及び内容、当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、前記記事等の目的や意義、前記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、前記記事等において当該事実を記載する必要性等、当該事実を公表されない法的利益と本件各投稿記事の公表が継続される理由に関する諸事情を比較衡量して、当該事実を公表されない法的利益が優越する場合である」とい

う基準（同前、本件基準）を示した。

4 事案のあてはめ

この本件基準に則ると、問題となった本件各投稿記事の前提たるXの被疑事実は、「旅館という不特定多数の者が利用する施設において、女性の裸をのぞき見る目的で行われた犯罪行為に係るものであって、社会の強い非難の対象とされるべき事実であり、本件各投稿記事によりこれを公表することには、公共性及び公益性が認められる」と評価される。他方で、東京地裁は逮捕や罰金納付後から口頭弁論終結時までで7年以上経過していること、当時に多くの国民の関心事となっていたこと、当時を考慮し、本件各投稿記事について「現時点においては、本件逮捕に関する事実の公共性及び公益性は相当程度減少している」と評価した。加えて、一部を除き「本件各投稿記事が引用するリンク先ウェブページの報道記事はすでに削除されて閲覧できない状況となっており、現時点において本件各投稿記事により本件逮捕に関する事実の公表を継続する必要性は、相当程度低下して」いるうえ、Xが「公的立場や社会的影響力のある地位についてはなく、現在は妻と2人で平穏に暮らしていること」からも、Xの利益は「十分保護に値するものというべき」とされた。さらにXが、実際に本件投稿記事により就職面接の際などで不利益を被ったことなども総合考慮すれば、「本件各投稿記事がグーグルにおける検索結果では表示されず、ツイッターにおける検索結果においてのみ表示されるものであって、本件各投稿記事が伝達される範囲は一定程度限られたものであることを考慮したとしても、本件逮捕に関する事実を公表されない原告の法的利益は、本件各投稿記事により本件逮捕に関する事実の公表を継続する法的利益ないし必要性に優越するものと認められる」。

以上の理由から、Xの請求が認容された。

判例の解説

一 グーグル決定との差異

本判決は、一見してわかるように、最三小決平29・1・31(民集71巻1号63頁。同前、グーグル決定)の判断枠組みを、基本的には踏襲している。あく

まで「基本的には」としたのは、少なくともグーグル決定の枠組みを部分的に修正ないし発展させている点が見受けられるからである。

本件で東京地裁は、オンライン・プラットフォームの性質に対する評価を2つに区分し、これと連動して基準の選定が行われるという方法を採用している。グーグル決定においては、長良川事件判決（最判平15・3・14民集57巻3号229頁）の判断枠組みをベース¹⁾に、検索事業者に検索結果から当該URL等の情報の削除を求めることができるのは、「当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」（同前、グーグル決定基準）とされたが、本判決もこの枠組みに沿ってはいるものの、そこから「明らかな場合」という要件が消え、単に「当該事実を公表されない法的利益が優越する場合」となっている。この「明らかな」要件の存在がプラットフォーム側にとって優位に働くことは間違いなく、この加重要件が消失したことで、プラットフォーム側の優位性は消失することとなった。

本件基準は、「ツイッターの役割、性質等」とプロバイダの通信記録の保存期間の短さという2点から導出されているが、特に重要な機能を果たしたのは、おそらく前者であったと考えられる。すなわち、グーグル決定基準も、「検索事業者による検索結果の提供行為の性質等」をもとに導出されているが、そこでいう「性質等」とは、①検索事業者が行っている検索結果の提供行為（「情報の収集、整理及び提供」）を行うプログラムが、「検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであり」、「検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」こと、②「また、検索事業者による検索結果の提供は、……現

代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」ことである²⁾。対して本判決では、ツイッターは、①について表現行為としての側面を有しないとしようえ、②については、グーグルのような「インターネットを利用する者にとって必要不可欠な情報流通の基盤となっているとまではいえない」とした。この点、本判決は、興味深いことにツイッターが「現代社会におけるインターネット上の情報流通において重要な役割を果たしている」ことについては認めており、ただそれがグーグルのような「基盤」とまでいえない、という評価を下しているようである。これは明らかに、その表現主体性と社会的役割において、裁判所がグーグルよりもツイッターを下位に位置付けたものと解することができ、同時にこの領域（忘れられる権利）における情報環境の秩序構想を形成しようと試みていることが窺える。すなわち、本判決が判例として定着すれば、今後は、表現行為としての側面を有し、情報流通の「基盤」レベルに位置付けられるものについては、「明らか」要件の加重が与えられ、他方で表現行為としての側面を有さず、情報流通において単に「重要」程度に位置付けられるものについては、加重要件が付与されないこととなる。

ではこのように評価の差を分けた背景には、何があるのか。本判決とグーグル決定を比較すると、①まず第1に、グーグルには検索事業者の方針に基づいたプログラム作成による「一貫性を有する表現行為」が見られる一方で、ツイッターの場合には、投稿記事の表示も、検索結果の表示も、単にその投稿日時順に沿っているにすぎないと評価されたこと、②また、グーグルがもはや誰もインターネットで検索を行う上での必要不可欠性（換言すれば、代替不能性）を有するのに比べ、ツイッターはそれと比較すれば数あるSNSの一つにすぎないと評価されたことが見て取れる。このような評価が果たして適切といえるかは別にして、以上のようなオンライン・プラットフォームの機能上の差異から、本判決が基準設定を描き出したことは間違いのないであろう。

二 本判決に対する疑問点

では最後に、本判決に関する疑問点を述べておきたい。グーグルにせよ、ツイッターにせよ、そ

もそも論として単なる情報の媒介者にすぎないのではないか、という表現主体性を疑問視する指摘があった³⁾。この点で先のグーグル決定が、少なくとも検索事業者に、一定程度の表現主体性を有すると判断し、そのうえで情報流通の「基盤」として位置付けた点は大きかった。そして、こうした評価の背景には事業者の方針に則って構築されたアルゴリズムの介在がある点がポイントとなっているように見受けられる⁴⁾。

この観点から、本判決におけるツイッターの評価が、本当に適切といえるかは議論の余地がある。例えばツイッターのヘルプセンターのページにおけるタイムラインの表示⁵⁾や、検索結果⁶⁾、さらには「トレンド」機能⁷⁾の説明を見れば、これらが単に①で指摘されるような側面のみで形成されているわけではなく、ユーザーの選択によっては、ユーザーの関心を予測したツイートや検索アルゴリズムによって関連性が特に高いと判断されたツイートが優先的に表示される仕組みが採用されていることがわかる。このように、ツイッターもまた事業者の方針に則った「一貫性」ある介在を行っているように見受けられる。②についても、ツイッターが世界的に見ても Facebook 等と並ぶ SNS の代表的存在であることに異論はなからうし、我が国における平成 30 年度の利用率は全年代で 37.3%、特に 10 代で 66.7%、20 代では 76.1% を誇り、全年代で利用率は増加しつつある⁸⁾。このレベルで私たちの社会における情報流通を担っているツイッターが「基盤」として位置付けられないのだとしたら、逆にグーグルに匹敵する「基盤」と位置付けられるものは果たして他に何かあるのか。裁判所は今後の判決の中で「基盤」性を有すると評価するための諸条件を明らかにしていく必要があるだろう。

なお、本判決と同様にグーグル決定以後に同決定の枠組みに従って削除を認めた下級審判決として札幌地判令 1・12・12 (LEX/DB25570702) がある。同判決においては、(結論としては認められなかったが) 検索エンジン事業者が削除に応じなかったことに対する不法行為に基づく損害賠償請求についても争われているところである。本判決とともに参照されたい。

●—注

- 1) 穴戸は、「比較衡量の判断枠組みが、ノンフィクション『逆転』事件ではなくて長良川事件判決に依拠している点が注目される」と指摘している。穴戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題」情報法制研究 1 号(2017 年) 51 頁。
- 2) 曾我部真裕＝林秀弥＝栗田昌裕『情報法概説〔第 2 版〕』(弘文堂、2019 年) 343 頁 [栗田昌裕] では、「明らか」要件の加重は、検索事業者の果たしている役割に配慮したものと指摘されている。
- 3) この点については成原慧『表現の自由とアーキテクチャ』(勁草書房、2016 年) 339 頁以下を参照。
- 4) もっともこうした営為は、マスメディアが従来行ってきた報道価値判断と編集という営為とは異なるものとも考えられる。この点については、水谷瑛嗣郎『『国民の知る権利』の複線：ビッグデータ・AI 時代に表面化する二つの『知る権利』』情報法制研究 6 号 (2019 年) 57 頁以下を参照されたい。
- 5) 「タイムラインの一番上にトップツイートを表示するか、最新ツイートを表示するかを選ぶことができます (Twitter for iOS と Twitter for Android のみ)。トップツイートは利用者が強い関心を持つであろうと考えられるツイートであり、利用者が普段からたくさんのやり取りをするアカウントや反応したツイートなど、多くの要素に基づき選択されます。」Twitter のタイムラインについて <<https://help.twitter.com/ja/using-twitter/twitter-timeline>> (最終アクセス日 2020 年 5 月 24 日)。
- 6) 「最新ではないものの検索キーワードに対する価値が高いと判断された一部のツイートが、検索結果の一番上に表示されることがあります。そのようなツイートは最新の投稿ではありませんが、検索内容との関連性が特に高いと検索アルゴリズムが判断したものです。」検索結果についてのよくある質問 <<https://help.twitter.com/ja/using-twitter/top-search-results-faqs>> (最終アクセス日 2020 年 5 月 24 日)。
- 7) 「アルゴリズムによって決定され、初期設定では、フォローしているアカウント、興味関心、位置情報をもとにカスタマイズされています。」Twitter のトレンドについてのよくある質問 <<https://help.twitter.com/ja/using-twitter/twitter-trending-faqs>> (最終アクセス日 2020 年 5 月 24 日)。
- 8) 総務省「平成 30 年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査 報告書」<https://www.soumu.go.jp/main_content/000644168.pdf> (最終アクセス日 2020 年 5 月 24 日) 63～64 頁を参照。

関西大学准教授 水谷瑛嗣郎